

指定給水装置工事事業者のみなさまへ

八女市上下水道局より大切なお知らせ

2019年10月1日より、指定給水装置工事事業者は5年ごとの更新が必要になります。

指定給水装置工事事業者の資質の維持・向上を目指して、「水道法の一部を改正する法律」が、2019年10月1日に施行されます。

■指定の有効期間が従来の無期限から**5年間**となります。

※旧制度で指定を受けている工事事業者のみなさまは、指定を受けた日によって、初回更新までの有効期限が異なります。(下表参照)

※有効期限までに更新をしなければ**指定の効力を失います**。

指定を受けた日及び指定番号	有効期限
平成10年4月1日～平成11年3月31日 (指定番号 1～33)	令和2年9月29日まで
平成11年4月1日～平成15年3月31日 (指定番号 34～81)	令和3年9月29日まで
平成15年4月1日～平成19年3月31日 (指定番号 82～122)	令和4年9月29日まで
平成19年4月1日～平成25年3月31日 (指定番号 123～178)	令和5年9月29日まで
平成25年4月1日～令和元年9月30日 (指定番号 180～213)	令和6年9月29日まで
令和元年10月1日～ (指定番号 214～)	指定日から5年

更新については、対象となる指定給水装置工事事業者様宛に**郵送にて個別にお知らせします**。
なお、郵便の不着や未更新の方へ**再通知はいたしません**。

■更新申請に必要な書類

- ① 指定給水装置工事事業者指定申請書
- ② 誓約書
- ③ 主任技術者免状の写し (主任技術者証を作成してある方はその写しも添付)
- ④ 機械器具調書
- ⑤ 事業所の位置図及び写真
- ⑥ (法人) 定款又は寄附行為【原本証明】及び登記事項証明書 (コピー不可)
- ⑦ (個人) 住民票の写し (コピー不可)
- ⑧ 機械器具の写真
- ⑨ 指定給水装置工事事業者指定更新時確認書
- ⑩ 指定給水装置工事事業者証 <返却>

■指定更新手数料

- ・1件につき、5,000円

■指定更新申請時に4項目の確認を行います。

- ① 指定給水装置工事事業者講習会の受講状況
- ② 業務内容 (営業時間、漏水修繕、対応工事等について)
- ③ 給水装置工事主任技術者の研修受講状況
- ④ 適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

◆お問い合わせ先
八女市上下水道局上水道工務係
☎0943-23-1107